

副 議 長 日程第2「議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いを整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いを整理するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。議案2枚をおめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案のほうを御覧ください。まず初め、第3条、会計年度任用職員の給与では、地方自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員の給与を新たに勤勉手当の文面を追加するものでございます。

続きまして、15条の次に、15条の2、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当を新設いたしまして、第1項ではですね、常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例第21条を準用することを、また第2項では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について規定するこの条例の第15条第2項及び第3項を準用することを、それぞれ定めるものでございます。

第25条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当につきましては、第1項では、次ページにまたがりませんが、及び次条の文面を追加するものでございます。

恐れ入ります、次ページをお願いいたします。第25条の2は、パートタイム

会計年度任用職員の勤勉手当の規定を新設し、第1項では常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例第21条の準用と必要な読み替えを、第2項ではパートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定するこの条例の第25条第2項及び第3項を準用することを定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページ戻っていただきまして、議案本文2ページを御覧ください。附則でございます。第1項でございます。第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項、松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。第7条第2項中、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くという規定を削ります。また、第8条中、育児休業をした職員を育児休業した職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くに改めるものでございます。

なお、勤勉手当の支給月額につきましては、常勤職員の勤勉手当について規定する給与条例を準用することとしまして、人事院勧告を踏まえまして、現行の支給月額は6月期、12月期ともに1.025か月、年間2.5か月分でございます。また、影響額としましては、令和6年度当初予算案において、全会計を通じて、勤勉手当として約1,607万2,000円を計上しております。

参考資料2につきましては、先般2月15日の全員協議会で御説明しました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。